

西栗倉村立西栗倉小学校 いじめ問題対策基本方針

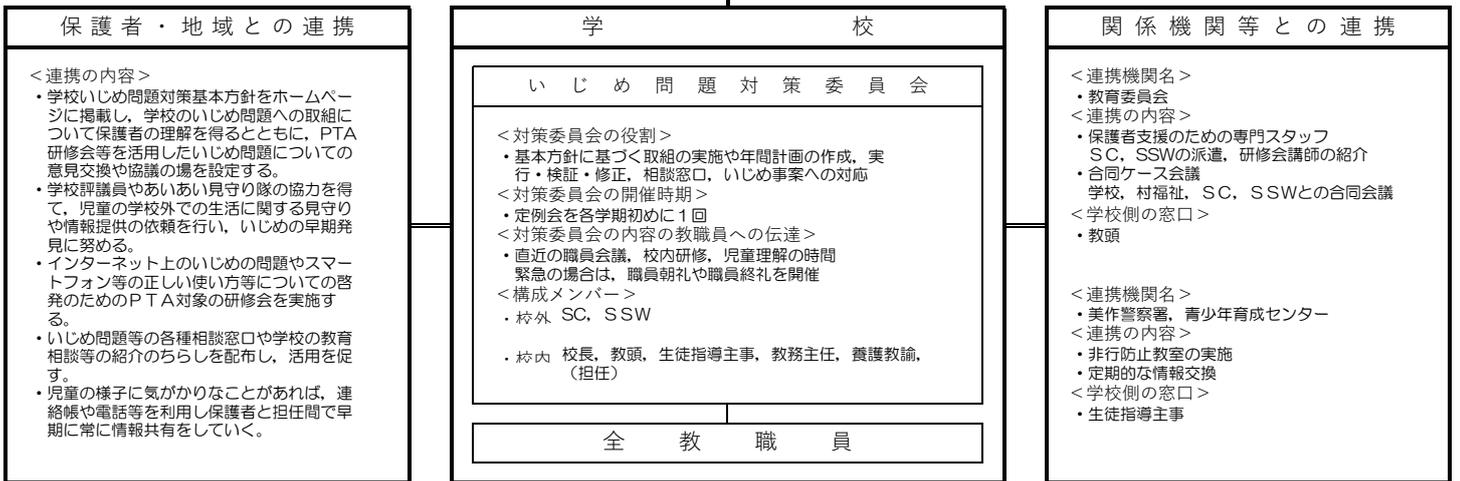
(令和3年2月 改定) 令和7年度

いじめに関する現状と課題

- ・平成26年にいじめの定義が変わって以来いじめの認知件数は増えている。できないこと・遅くなること・間違えること等に対して、きつい言い方で指摘や注意をしまい、からかひもめ相手を傷つけてしまうような言動はどの学級でも見られる。また、大きな行事の後や長期休業日明けなどに、生活習慣の乱れや学習意欲の低下等から、友達関係のトラブルが起こりやすい現状がある。
- ・生徒指導部を中心にいじめ問題への対応や未然防止に取り組んでいるが、より強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげ積極的認知を行う必要がある。いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修のもといじめと向き合う学校づくりの充実に努めている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ問題対策委員会を生徒指導主事、教務主任、養護教諭、校長、教頭のメンバーで組織する。
 - ・例年行っている「教育相談アンケート」に、いじめに関わる項目をきちんと位置づけて毎学期初めに調査し、早期発見や兆候の把握に努める。また、その結果を基に、校内研修やPTA研修講演会を実施していく。
 - ・児童会活動を中心に、異学年集団の関係作りを進め、各学年の発達段階に応じた自己有用感や充足感、集団帰属感を味わわせることができる学校づくりに努める。
- <重点となる取組>**
- ・児童会の取組に連動させ、「仲良し月間」を実施し、いじめをしない・許さない、トラブルを自分たちで解決する意欲と実践力を高める。
 - ・情報モラルやSNS等でのいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・学校評価の評価項目に位置づけ評価する。
 - ・学校ホームページにいじめ問題対策基本方針の内容を掲載し、児童や保護者に伝える。



学校が実施する取組

①	いじめの未然防止	<p>人間関係作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や学級集団づくりを充実させ、温かい人間関係作りの基礎とする。 ・人権教育旬間の取組として、人権参観日や人権集会を実施し、保護者への啓発や懇談の中で学校や家庭での取組の交流を行う。 ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し保管する。 ・いじめを自分のこととしてとらえ、不合理をきちんと訴える力を低学年から身につけさせる。 <p>教職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない学級指導、いじめを見逃さない学級経営等についての校内研修を行う。 ・月例の児童理解の時間を設定し、気になる児童の情報交流、共通理解を行う。 ・いじめ問題や情報モラル教育についての教職員研修を行う。 <p>児童会の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつタッチの活動を年間を通して行う。児童同士に限らず、教師や保護者、地域の人とのかわり合いを深め、いじめを生まない風土作りとする。 ・異学年集団の活動を取り入れたり仲良し月間を設定したりすることで、良い言動を紹介しながら自己有用感や充足感、集団帰属感を児童一人一人に持たせる。 <p>地域・家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は地域・学校と連携しいじめの未然防止・早期発見・解消に努める。
②	早期発見	<p>実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートを各学期毎に行い、それをもとに教育相談の時間を持つ。 ・毎日、連絡帳でのさらさらチェックを確認し、睡眠や食事等の変化があれば、児童や保護者に声かけをし、実態を把握する。 ・日常的に児童を観察したり、アンケート等で早期に発見したりして、100%解消に取り組む。 <p>相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童にSCの説明をし、悩み事を相談できる体制をつくる。 <p>児童理解、情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例の児童理解の時間を月1回第4水曜日に持ち、全職員で気になる児童への目配り、声かけができるようにする。 <p>保護者との連絡・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる言動等について、いつでも連絡帳に書き合える関係作りやいじめのサインを見逃さないための啓発パンフレットの配布やSCの紹介等を行う。
③	いじめへの対応	<p>いじめの状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・発達障害を含む障がいのある児童・国際結婚の保護者を持つ児童・1ターンで転入した児童等、学校として日常的に適切な支援と研修を行う。 <p>いじめへの組織的対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的に対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。 ・教育委員会、関係機関等へ連絡し、必要な場合は協力を仰ぐ。 <p>いじめられた児童への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>いじめた児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるようにする。そしていじめ行為が止んでから3か月は継続指導を行う。